

# 西宮市交通安全推進協議会要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、西宮市民を交通事故から守るため、関係行政機関及び諸団体が相互に緊密な連携を保ち、総合的かつ効果的な交通安全活動を推進する機関として西宮市交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

## (事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全運動の効果的な推進
- (2) 交通安全に関し、関係行政機関及び各種団体との連絡調整
- (3) その他交通安全に関する必要な事項

## (組 織)

第3条 協議会は、交通安全の推進に係りのある行政機関及び各種団体のうち、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 協議会の会長は、西宮市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が、その職務を行うことができないときは、あらかじめ会長が指名する委員に、その職務を代行させることができる。

## (会 議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

## (会長の処分等)

第5条 会長は、次の各号の一に該当するときは、会議に付すべき事項を処分することができる。

- (1) 会議を招集するいとまがないとき。
- (2) 軽易な事項で、かつ速やかな処置を必要とするとき。
- 2 会長は、前項の規定により処分したときは、次の会議にその旨を報告しなければならない。

## (幹事会等)

第6条 協議会に幹事を置き、幹事会を組織する。

- 2 幹事会は、協議会の事業について委員を補佐し、併せて交通安全に関する諸事業の実施について協議調整し、その推進にあたる。
- 3 幹事は、委員の属する関係機関等のうち、別表第2に掲げる職員をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その推進にあたる。
- 5 前各号に定めるもののほか、第2条に掲げる事業を行うため、特に必要があると認めるときは、会長は別の組織を設けることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、西宮市土木局土木総括室交通安全対策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成2年4月3日から実施する。

付 則

この要綱は、平成2年8月9日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年3月29日から実施する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

## 西宮市交通安全推進協議会委員

西宮市長	西宮市身体障害者連合会理事長
西宮警察署長	西宮市PTA協議会長
甲子園警察署長	西宮市青少年愛護協議会長
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 神戸維持出張所長	西宮市青少年補導委員連絡協議会長
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 西宮維持出張所長	西宮市副市長
兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所長	西宮市教育長
西宮交通安全協会長	西宮市健康福祉局長
甲子園交通安全協会長	西宮市土木局長
兵庫県トラック協会西宮支部長	西宮市危機管理監
西宮交通指導員会長	西宮市消防局長
甲子園交通指導員会長	西日本旅客鉄道(株)神戸支社 総務企画課長
西宮コミュニティ協会理事長	阪急電鉄(株)都市交通事業本部 交通プロジェクト推進部長
西宮市老人クラブ連合会理事長	阪神電気鉄道(株)都市交通事業本部 運輸部部長
西宮市地域婦人団体協議会理事長	

(順不同)

## 西宮市交通安全推進協議会幹事

(西宮市交通安全推進協議会の下部組織)

西 土	宮 木	市 総	土 括	木 室	局 長	西 土	宮 木	市 管	土 理	木 課	局 長	
西 交	宮 通	第 一	警 一	察 課	署 長	西 道	宮 路	市 補	土 修	木 課	局 長	
甲 交	子 通	園 通	警 課	察 課	署 長	西 高	宮 齡	市 健 福	康 社	福 社 課	局 長	
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道 事務所神戸維持出張所指導官						西 障	宮 害	市 健 福	康 社	福 社 課	局 長	
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道 事務所西宮維持出張所管理第三係長						西 地	宮 域	市 共 生	健 推	康 推	福 進 社 課	局 長
兵 西 道	庫 宮 路	県 土 第	阪 土 第	神 木 2	南 事 務 課	民 務 課	セ ン タ ー	タ ー	支 援 課	支 援 課	支 援 課	局 長
西 専	宮 交 務	交 通 安 理	安 全 協 理	協 理	会 事	西 青	宮 少 年	市 こ ど も 支 援 課	こ ど も 支 援 課	支 援 課	支 援 課	局 長
甲 専	子 園 交 務	園 交 通 安 理	交 通 安 理	安 全 協 理	協 理	西 学	宮 校 保 健	市 保 健	教 育 安 全	委 員 課	委 員 課	会 長
西 救	宮 急	市 急	消 防 課	消 防 課	局 長	西 学	宮 校 改 革	市 教 育 課	教 育 課	委 員 課	委 員 課	会 長
西 災	宮 害	市 対	総 策 課	務 課	局 長	西 地	宮 域 学 校	市 教 育 協 働	教 育 協 働	委 員 課	委 員 課	会 長

(順不同)